

障害者
差別
解消法

「障害者差別解消法」
改正のポイント

Ver.2



Nothing About Us Without Us

もくじ

1. Q&A：今さら聞けない障害者差別解消法！・・・2～5
2. 障害者差別解消法の改正ポイント&根拠・・・6～7
3. 各則のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・8～18

障害者差別解消法改正に向けて、

DPI 日本会議試案 Ver.2・・・・・・1～20

I. Q&A

今さら聞けない障害者差別解消法！



Q.1

なぜ障害を理由とした差別をなくす法律が必要なの？

A.1

はいよ！ 障害のある人は障害のない人と平等なのに、街を歩けば差別に当たるからだよ！

※「障害者が街を歩けば差別に当たる」（現代書館、2017年）



障害のある人は、社会から、自分で歩いたり、見たり、聞いたり、難しいことをしゃべることなど何か「できない人」という理由で、障害のない人と違う扱い＝差別を受けてきました。たとえば、バスの乗車拒否などサービスの提供が拒否される、学校など障害のない人と違う場所に行かされてしまう、障害者だけが住む入所施設に入れられてしまう、といったことです。

しかし、「障害者」が何か社会での活動をしようとするすると不利になってしまう原因は社会の環境にあるという「障害の社会モデル」の考え方が国際的に一般的になってきました。また、障害のある人もない人もともに学び、育ち、暮らす社会を作ること＝インクルーシブ社会の実現が日本を含む国際社会の目的となってきました。障害を理由に障害者と障害のない人と分ける区別や分離の強要は差別である、ということも国際的なルールとなっています。これらの根拠は、国連で作られた「障害者の権利に関する条約」（以下、「権利条約」という）を見れば明らかです。2016年に施行された日本の「障害者差別解消法」でもこれらの考え方が取り入れられました。

障害を理由とする差別を禁止する法律は、こうした社会モデルやインクルーシブ社会の実現のために、何が差別になり、してはならない事なのか、差別をなくすために何をしなければならないのか（合理的配慮など）、市民や行政機関、事業者などすべての人が分かる「ものさし」として必要なのです。



Q.2

今の障害者差別解消法はどうやってできたの？

A.2

はいよ！ 権利条約を批准するために、国内でもきちんと障害者差別を禁止する法律をつくったんだよ！



1990年にアメリカで世界初の障害者差別禁止法である「障害を持つアメリカ人法」(ADA)ができて、日本でも差別禁止法を作ろうという運動が大きくなってきました。

2006年に障害に基づく差別を禁止する権利条約が国連で採択され、日本ではDPIなどの障害者団体が、国内の法制度を整備してから権利条約に入るべきだ、という運動を展開しました。

2010年に障がい者制度改革推進会議が設置され、権利条約批准のための障害関係法制度の見直しを行いました。主に①障害者基本法改正、②障害者総合福祉法制定、③障害者差別禁止法の制定が三本柱として取り組まれました。この③の一環として、2012年9月に障がい者制度改革推進会議を発展的に解消し、内閣府の下に新たに設置された障害者政策委員会の差別禁止部会で部会意見がまとめられました。これも参考にしながら、2013年6月、国会で全会派が一致して障害者差別解消法が成立しました。これによって翌年の権利条約批准が実現したのです。

障害者差別解消法は、2011年に大幅改正された障害者基本法第4条を具体化するための法律として位置づけられた実定法です。そして、障害者差別解消法よりも強い義務規定などを行ったり、より広い範囲について規定する地方自治体の条例づくり(上乘せ・横出し条例)ももちろん可能です。



Q.3

今の障害者差別解消法って
どういう法律なの？

A.3

はいよ！障害を理由とした
不当な差別的取り扱いを禁止して、
合理的配慮の提供について規定した法律だよ！
でも課題もいっぱいあるよ！



2016年4月から施行された障害者差別解消法は、障害のある人とない人が一緒に暮らす社会にしていくために障害を理由とした差別を禁止する法律です。差別禁止の対象となるのは行政機関と事業者で、家族など私人間で起きる差別に対しては法律の対象外となっています。

そして法律上の差別には、不当な差別的取り扱いと合理的配慮を提供しないことの2つが含まれています。では、不当な差別的取り扱いや合理的配慮とはなんのでしょうか？「不当な差別的取り扱い」とは、障害者差別解消法の基本方針によれば

「正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること。又は、提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること」

とされています。例えば、飲食店を利用するときに障害を理由に入店を拒否されたり、混雑時はこないでと利用する時間帯を制限されたり、食事をするには介助者と一緒じゃないとだめと条件を付けたりすることが不当な差別的取り扱いになります。

ただし、この差別的取扱いは正当な理由がある場合には差別になりません。正当であるかどうかは、基本方針に

「客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合。個別の事案ごとに、障害者、事業者、安全や財産の保全などの第三者の権利利益、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要」

と書かれています。それぞれ具体的な場面や状況に応じて慎重に判断されなくてはなりません。抽象的に障害があるから危なそうだとか、何かあったら困るとか、というようなことは「正当な理由」にはなりません。

また、「合理的配慮」は基本方針では権利条約第2条の定義から引用されており、障害のある人が障害のない人と同じように活動できるようにするために個人に対してその場の状況に応じてルールや設備、施設などの変更や調整を行うことで、これは障害当事者や関係者が求めることができる権利です。

合理的配慮の内容については、求める側と求められた側が建設的に話し合いを行って決めます。例外的に、過重な負担が生じる（負担が大きすぎる）場合には、合理的配慮は提供しなくてもよい、とされていますが、建設的な話し合いをすることなく合理的配慮を提供できないと一方的に決めることはできません。個別具体的に判断し、インクルーシブ社会の実現という法律の趣旨が損なわれないようにする必要があります。



Q.4

障害者差別解消法に
違反したら、どうなるの？

A.4

はいよ！そこが課題だよ！



今の障害者差別解消法では法律に違反をしても罰則規定はありませんが、法律の実効性を確保するために各省庁などを主管する大臣が事業者に対して、報告徴収、助言、指導、勧告などの行政措置をとることができるようになっていきます。

しかし、こうした規定があっても障害者差別の解消にはたくさんの課題がありますが、とりわけ紛争解決の仕組みが作られていないことが問題です。差別にあった人が関係機関に相談をもちかけてもきちんと対応してもらえず、たらい回しにあうなどして問題の解決が図られず、結局は差別にあった障害者が泣き寝入りせざるを得ないことが多いです。障害者差別解消法3年後の見直しでは実効性のある紛争解決の仕組みを作ることが重要課題となっています。



Q.5 どういう改正が必要なの？

A.5

はいよ！差別がされても、泣き寝入りせずに
済むような改正だよ！



(1) 差別の定義・差別類型（合理的配慮の不提供を含む）

障害者差別には、直接差別、間接差別、関連差別、合理的配慮の不提供の4つがありますが、現行の障害者差別解消法には、関連差別と間接差別が明確に入っていません。さらに、合理的配慮の不提供も民間は努力義務（義務ではない）にとどまっています。その結果、障害者差別が解消されないことがあります。この3つをいれてバージョンアップすることが必要です。

(2) 諸外国における差別禁止法制と人権救済制度（ADA・韓国・英国など）

先進国とよばれる多くの国には、人権委員会などと呼ばれる司法や立法機関、行政機関から独立した人権救済機関があります。平等法という差別禁止法を持つ英国では平等人権委員会（Equality and Human Rights Commission）、ドイツにおいてはドイツ人権機関（Deutsches Institut für Menschenrechte）、オーストラリアにはオーストラリア人権委員会（Australian Human Rights Commission）が設置されています。障害者差別禁止法のある韓国にも国家人権委員会があります。韓国の人権委員会では、差別など申し立てを受けた案件について調査やあっせん、勧告などを行います。勧告を受け入れない悪質な案件の場合には法務大臣から是正命令を出す仕組みになっています。

権利侵害や差別の問題はこうした機関などで相談を受けたり解決することが多いのですが、ADAのあるアメリカにはすべての権利侵害問題を統一的に扱う機関はありません。しかし、ADAにおいて、雇用分野については「雇用平等委員会（EEOC）」があり、他の分野については司法省が強力な権限を持って救済に当たっています。アメリカの場合には裁判によって解決を図ることも多いです。

残念ながら、日本には人権救済機関はまだなく、実効性のある人権救済の仕組みは司法機関以外はありません。将来的には、日本にも人権救済機関は必要です。

(3) そもそも裁判規範性があるか？

法律には、人などが行う行為についてそれを律する「行為規範」と「裁判規範」の2つの面を持っています。障害者差別解消法では、裁判になった時に裁判の基準となるいわゆる裁判規範性はあるのか、という問題があります。障害者差別解消法では私人間の関係については特に規定していませんし、法律の形が行政機関や事業者に対して、各分野の担当の行政機関による責任をとり、相談窓口の設置など行政機関による紛争の解決のしくみを定める「行政法」的な法律となっています。裁判規範性については、少なくとも間接的には「ある」といえます。今の時点では裁判官が裁判でどのように使うか見守る必要があります。

2. 障害者差別解消法の改正ポイント & 根拠



1. 障害を理由とした差別の定義

権利条約では、障害に基づく差別とは「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」としています。さらに、「障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別を含む」と規定しています。

障害者差別は、直接差別、間接差別、関連差別、合理的配慮の不提供の4種類ありますが、現行の障害者差別解消法では、間接差別、関連差別が明記されていません。

（さらに、雇用分野を規定した障害者雇用促進法には合理的配慮の不提供が差別と定義されていません）

間接差別とは、一見、中立的な基準、規則、慣行ではあるが、一律に障害者を排除するものを言います。たとえば、「活字印刷に対応できる者」という規定を設けると、プリントした文章が読める人のみが対象となり、視覚障害者は一律に排除されてしまいます。

関連差別とは、障害に関連することを理由として区別、排除又は制限等の扱いをすることを言います。たとえば、車いすを使用している人がお店に入ろうとした時に「今は混んでいて車いすで入られると危ないからダメ」と言われると、結果的に車いす使用者は入店できません。障害に関連する「車いす」を理由に拒否をしています。



2. 民間の合理的配慮の義務化

現行の障害者差別解消法では、行政機関等は合理的配慮の提供が義務ですが、民間の事

業者は努力義務にとどまっています。DPIが2019年に収集した差別事例の中には「民間は努力義務だからやらなくてもいい」と答えているものもありました。

行政と民間で分けること、努力義務という規定は諸外国ではなく、日本だけの特殊なルールであり、民間も合理的配慮の不提供を義務化することが必要です。

「民間も合理的配慮の提供を義務化すると、負担が大きくなり潰れる会社がでる」と言われることもありますが、これは誤りです。そもそも合理的配慮の提供は過重な負担の場合はやらなくてもいいことになっています。すでに多くの自治体の差別禁止条例では民間も合理的配慮の提供を義務化していますが、問題は起きていません。



3. 対象の範囲

障害を理由とする差別を解消するということは、障害者本人への差別行為を禁止するだけではありません。法律の対象となる人の範囲の問題があります。

いま障害のある人々以外にも、例えば、以前精神科病院に通ったことがあって現在は寛解している人が過去の通院歴で差別される場合があります。こうした過去の障害のあった人、例えば遺伝子の関係で将来的に障害を有することになる素因がある人に対する差別についても、障害者差別解消法の対象範囲に入れる必要があります。さらに、本人ではなくても家族や支援者など、障害者と関連のある人々に対して、障害を理由に差別することも含まれるべきです。

こうした対象範囲の拡大については、他の国の差別禁止法についてはすでにみられており、権利条約のガイドラインとして尊重すべき国際文書である国連障害者権利委員会の無差別平等に関する「一般的意見6」でも明確に求められています。



4. 各則

現在の障害者差別解消法には、各則がありません。分野ごとに特徴的な「差別」や必要な「合理的配慮」があります。例えば、何年間も通う学校で必要になる合理的配慮と、一回のみ行くお店で必要になる合理的配慮は異なります。その分野ごとに特徴的な「差別」や「合理的配慮」のイメージを明確にもってもらうために、各則を設けることが必要です。



5. 紛争解決

障害者差別解消法の一歩の課題は、実際に起きた差別事例を解決するという効果的な紛争解決の仕組みをつくることです。上述の通り、日本には司法・立法・行政機関から独立した人権救済機関はありません。現行の障害者差別解消法は、分野ごとに担当する行政機関と自治体に相談窓口が設置されていますが明確に解決できる仕組みがありません。担当する行政機関の対応によっては解決できない事例もたくさんあります。

【事例】

人工呼吸器ユーザーに対し、クラシックコンサートの主催者が参加を拒否した。主催者と話し合いを重ねたが解決に至らなかったため、担当省庁の相談窓口で連絡をした。ところが、「わが省は芸術を推進する立場なので」「両者を裁く立場にない」などと言われ、各部署へたらい回しをされた。ようやく担当者が決まったが、その後京都に異動したとのこと、内閣府HPに掲載の相談窓口ではなく当該担当者の異動先の番号にかけてくれと言われた。(2018年、東京都)

また、縦割り行政のためにたらいまわしにされることがあります。

【事例】

飲食店で入店拒否にあったため、まず農水省に相談すると「飲食店関連は厚労省へ」と言われ、厚労省の対応指針の窓口にかけて。ところが、「飲食所管の部局にかけて下さい」と言われた。飲食所管の部局にかけてところ、「ここではなく、生活衛生課に連絡を」と言われた。生活衛生課に電話をかけ相談をしたが、その後、2か月返事がなかった。もう一度、催促の電話をしたがその後連絡はこないままである。(2017年、神奈川県)

こうした問題を解決するためには、中央と地方で役割分担をしながら、紛争を解決する仕組みが必要です。

まず地方自治体です。障害者虐待防止法を参考に、障害を理由とする差別解消のために障害者差別解消センターを設置し、障害者や家族その他関係者などからの差別に関する相談に応じ、必要な助言や調査、情報の提供、関係者間の調整、あっせん、調停を行うことや情報の収集及び分析を行うことが必要です。これは、既存の障害者差別解消支援地域協議会との連携が必要であることは言うまでもありません。

そして中央の機関では、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決のための体制として「障害者差別解消支援委員会」を内閣府の障害者政策委員会の下に新たに設置すべきだという提案をします。これは、適当な資料及び研究情報を収集・分析などを行い、構造的なものであって広域にわたり、他に与える影響が重大で地域での解決が困難な事案や国による行政の一般的な運用に関わるもの、又は国が行った行政処分的な事案は性質上地方公共団体の解決にはなじまない事案についての相談・調整・調停を行う、というものです。必要であれば、是正勧告や重大な差別事例については、関係機関に調査を求めることができるといった機能が必要です。

障害者政策委員会においても、「相談・紛争解決の体制整備について」が障害者差別解消法の見直しの論点の一つになっており、国におけるワンストップの相談窓口と各省庁担当者連絡会議の設置、そして、相談事例の蓄積ができるようにするための予算措置も必要です。

3. 各則のポイント

(1) 公共建物・交通機関

◆試案

(公共建物・交通機関における障害を理由とする差別の禁止)

第●条 事業者は、次号のとおり、障害または障害に関連する事由を理由として、公共施設や交通機関の利用を拒否する、利用できる場所や時間帯を制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けてはならず、また、必要な合理的配慮を提供しなければならない。ただし、正当な理由がある場合、合理的配慮の実施に伴う負担が過重でない場合を除く。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

- 障害または障害に関連する事由を理由に公共施設や交通機関の利用を拒否する、利用できる場所や時間帯を制限する、障害者でない者に対して付さない条件をつける。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

【例】

- ・乗車できるにも関わらず混雑を理由に拒否をする。
- ・鉄道の乗り換え時に、車いすを理由に一律に乗り換え時間を制限し、乗車券を販売しない。
- 身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、聴導犬、介助犬の帯同を理由として公共施設や交通機関の利用を拒否する。
- 実際に車両に乗車できることが確認されているにもかかわらず、車いすのサイズや形態を理由に一律に乗車を拒否する。

② 合理的配慮

- 車いす等を使用して列車に乗車する場合、段差にスロープ板を渡す等乗降時の対応にかかる人員の手配や車いす座席の調整等を行う場合、可能な限り待ち時間を短くする。
- 公共施設や交通機関を利用する際、対応可能な医学的、専門的知識を要しない介助・補助を提供する。
- 車内・駅構内などの旅客施設における必要な情報保障。

【例】

- ・公共施設や交通機関を利用する際、情報や緊急情報について音声情報とともに視覚的情報・手段（手話・字幕等）を提供する。
- ・点字ブロック・音声案内機を適所に設置する。
- ・視覚障害者、知的障害者、発達障害者等にわかりやすいサインを設置する。

(2) 情報・コミュニケーション

◆試案

(情報・コミュニケーションにおける障害を理由とする差別の禁止)

第●条 次号のとおり、行政機関及び事業者等は、障害または障害に関連する事由を理由として、障害のある人との意思疎通及びコミュニケーションを制限することはできない。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

- 本人を無視して、支援者・介助者や付添人のみに話しかけること。
- 情報の提供を拒否することや提供に当たって不当な条件を課すこと。
- コミュニケーションが取れないことを理由としてサービスの提供自体を断るなどの異なる取扱いをすること。

② 合理的配慮

- 説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データ（コード化したものを含む）の提供や必要に応じて代読、代筆、丁寧な説明を行うこと。
- 手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行うこと。
- 電子メール、ホームページ、ファックス、電話リレーサービスなど多様な媒体で情報提供、利用受付を行うこと。
- ウェブアクセシビリティ（音声によるアクセス等）を確保すること。
- 館内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすること。
- 必要に応じて、手話通訳や要約筆記者を配置すること。
- 口話が読めるようマスクは外して話をする事。
- ICT（コンピューター等の情報通信技術）を活用したコミュニケーション機器（データを点字変換して表示する。音声文字変換する。表示された絵などを選択することができる機器など）を説明すること。

(3) 商品・役務（福祉サービスを含む）・不動産

◆ 試案

（商品・役務（福祉サービスを含む）・不動産の提供における差別の禁止）

第●条 事業者は、障害のある人に対して商品・役務（福祉サービスを含む）・不動産を提供する場合において、次号のとおり、障害または障害に関連する事由を理由に拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付してはならず、また、必要な合理的配慮を提供しなければならない。ただし、正当な理由がある場合、合理的配慮の実施に伴う負担が過重でない場合を除く。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

【商品・役務（福祉サービスを含む）】

- 障害や障害に関連する事由を理由に、入店を拒否する、場所や時間の利用を制限すること。

【例】

・ 飲食店において「奥のテーブルしかダメ」「早く食べなさい」等と言われる。

- 身体障害者補助犬の同伴を理由に入店を拒否する。
- 金融商品及びサービスの提供者は、金銭貸出、信用カードの発給、保険加入等、各種金融商品とサービスの提供において、正当な理由なく障害を理由に拒否、制限、条件付けをしてはならない。
- 保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。
- 本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること。
- 人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、医療的ケアの必要な障害者、重度の障害者、多動の障害者の福祉サービスの利用を拒否すること。

- 正当な理由なく、福祉サービスの提供者が行事、娯楽等への参加を制限すること。
- 正当な理由なく、本人の意思又はその家族等の意思（障害のある方の意思を確認することが困難な場合による。）に反して、福祉サービス（施設への入所、通所、その他サービスなど）を行うこと。

【例】

- ・ 本人・家族の同意なく強制的に福祉施設に通わせようとする。

- 正当な理由なく、施設や病院等で家族や外部等との通信・接触を制限すること。
- その他、正当な理由なく、障害を理由とした拒否、制限、条件付けをすること。

【不動産】

- 土地及び建物の所有・管理者が、当該土地及び建物の売買、賃貸、入居、使用等において、正当な理由なく、障害を理由に拒否、制限、条件付けをすること。

【例】

- ・ 物件広告に「障害者お断り」として入居者募集を行う。
- ・ 宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）が、障害者に対して、「当社は障害者向け物件は取り扱っていない」として話も聞かずに門前払いする。
- ・ 宅建業者が、障害者に対して、「火災を起こす恐れがある」等の懸念を理由に、仲介を断る。
- ・ 宅建業者が、一人暮らしを希望する障害者に対して、一方的に一人暮らしは無理であると判断して、仲介を断る。
- ・ 宅建業者が、車いすで物件の内覧を希望する障害者に対して、車いすでの入室が可能かどうか等、賃貸人との調整を行わずに内覧を断る。
- ・ 宅建業者が、障害者に対し、障害を理由とした誓約書の提出を求める。

② 合理的配慮

【商品・役務（福祉サービスを含む）】

- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。また、書類の内容や取引の性質等に照らして特段の問題が無いと認められる場合に、自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する。

【不動産】

- 車いすを使用する障害者が住宅を購入する際、住宅購入者の費用負担で間取りや引き戸の工夫、手すりの設置、バス・トイレの間口や広さ変更、車いす用洗面台への交換等を行う場合、必要な調整を行う。
- 障害者の求めに応じて、バリアフリー物件等、障害者が不便と感じている部分に対応している物件があるかどうかを確認し、バリアフリー対応状況が分かるよう、写真を提供する。
- 物件案内時に、段差移動のための携帯スロープを用意する。

（４）医療

◆ 試案

（医療の提供における障害を理由とする差別の禁止）

第●条 医療従事者は、障害のある人に対して医療を提供する場合において、次号のとおり、障害または障害に関連する事由を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付してはならず、また、必要な合理的配慮を提供しなければならない。ただし、正当な理由がある場合、合理的配慮の実施に伴う負担が過重でない場合を除く。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

- 正当な理由なく医療の提供を拒むことや、保護者や支援者・介助者の同伴など、診察・治療・調剤等医療の提供に当たって条件を付すこと。

【例】

・精神障害者が他科診療を拒否される。

- 一般に提供されるインフォームド・コンセントなしに医療を提供すること。

【例】

・精神障害者の問題、知的障害や言語障害のある本人に説明をしない。

- 在宅医療の提供等、地域で生活しながら医療が受けられるための合理的配慮を提供することなしに、入院を強制すること。
- 正当な理由なく、医療機関や薬局内に、身体障害者補助犬を同伴すること、電動車いすの利用等を拒否すること。
- 正当な理由なく、診察などを後回しにすること、サービス提供時間を変更又は限定すること。
- その他、正当な理由なく、障害を理由とした拒否、制限、条件付けをすること。

② 合理的配慮

- インフォームド・コンセントを本人が理解できる形で提供すること。
- 医療の提供にあたり、本人が必要とする補装具や機器の利用を認めることや、コミュニケーション手段（手話、要約筆記、点字等）を提供すること。
- 医療施設や医療設備などが利用しやすい（アクセシブルな）形で提供されること。

(5) 教育・保育・(療育)

◆ 試案

(教育における障害を理由とする差別の禁止)

第●条 学校教育法第1条に該当するすべての幼稚園や学校、児童福祉法第7条に該当する保育所（以下、学校等）は、障害または障害に関連する事由を理由として、障害のある児童生徒等の学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付してはならない。また、必要な合理的配慮を提供しなければならない。ただし、正当な理由がある場合、合理的配慮の実施に伴う負担が過重でない場合を除く。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

- 正当な理由なく、障害を理由に、保育所や幼稚園、通常学級への入学や転入、転校等を拒否すること。
- 実習等校外教育活動において、障害のない幼児児童生徒と比べ著しく高額な金銭負担や、家族の付き添いを参加の条件とすること。

【例】

- ・修学旅行時にリフトバスを借りることや、ストレッチャー型車いすでの飛行機搭乗を理由に高額な参加費を請求される。

- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。
- 正当な理由なく、障害者の学校等への入学にあたり、障害者ではない志願者と異なる追加書類、別途の様式による志願書類等を要求し、又は障害者のみを対象にした別途の面接や身体検査、追加試験等（以下「追加書類等」とする）を要求してはならない。但し、追加書類等の要求が、障害者の特性を考慮した教育施行を目的にすることが明白な場合には、この限りではない。
- 学校等における試験や評価において、障害の特性を考慮しない基準を一律に適用すること。

【例】

- ・聴覚障害者にも一律に英語のリスニング試験を課し、評価の対象とするなど

- 学校等の教職員は、教育機関に在学中の障害者である乳幼児、児童生徒及び障害者に関係を有する者に対するハラスメント（嫌がらせやいじめなど）を行うこと。

② 合理的配慮

- 障害者の通所や通学及び教育機関内でのアクセスに不利益が無いようにするための各種移動手段の提供や補装具を貸与すること。
- 障害者及び障害者に関係を有する者が必要とする場合の補助人員を配置すること。
- 同一の教室内における異なる教育手段の提供など、障害者である幼児児童生徒が障害者ではない幼児児童生徒と可能な限り共に教育を受けることができる各種配慮をすること。（一般的意見4）
- 障害による学習参加の不利益を解消するための拡大読書器、補聴機器、高さを調節できる机、各種補・代替意思疎通のための機器の貸与及び補助犬の配置、車いすでのアクセスのための余裕空間の確保など。
- 手話通訳、要約筆記、点字資料、字幕、拡大文字資料、画面朗読・拡大文字プログラム、補聴機器、携帯用点字ディスプレイ、印刷物の音声変換出力など意思疎通手段の提供。わかりやすい言葉や図画を利用した教材の提供すること。
- 障害の特性に応じた多様な評価をすること。（一般的意見4）
- その他、必要な合理的配慮を提供すること。

（6）政治参加

◆試案

（政治参加における障害を理由とする差別の禁止）

第●条 次号のとおり、障害または障害に関連する事由を理由として、選挙権や被選挙権に関わる資格、選挙に関する公的機関による情報の提供、政見放送、投票方法、投票所における人的・物的支援等の政治的な活動への参加を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付してはならず、また、必要な合理的配慮を提供しなければならない。ただし、正当な理由がある場合、合理的配慮の実施に伴う負担が過重でない場合を除く。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

- 障害の種別や程度によって投票機会を実質的に制限すること。

【例】

- ・郵便等による不在者投票の対象者が1級の障害者に限られているため。

- 障害のある人の選挙活動を制限すること。

【例】

- ・投票依頼は電話しか認められていないため(メール・FAXは不可)、聴覚障害のある立候補者の選挙活動が制限される。

- 議会・審議会・公聴会等において正当な理由なく障害を理由として参加を拒否すること。

【例】

- ・ALS患者の参考人質疑を、コミュニケーションに時間がかかるとして拒否する。

②合理的配慮

- 投票時におけるアクセス(投票方法・投票用紙・投票環境等)が確保されること。

【例】

- ・自著式ではなく、条例で別途定め○つけ方式を認めること。(熊本県知事選等)

- 選挙に関する情報(政見放送・選挙公報・選挙通知・街頭演説・国会中継等)がアクセシブルな形で提供されること。

【例】

- ・手話通訳・文字通訳・点字・テキストデータ等による情報保障。

- 選挙活動・議員活動をする上で必要な合理的配慮が提供されること。

【例】

- ・選挙活動においてヘルパーや手話通訳等の公的派遣を認める。

- 議会・審議会・公聴会等においてあらゆる人が参加できるように配慮を行うこと。

【例】

- ・車いす席の確保、情報保障(手話通訳・文字通訳等の提供、ヒアリンググループの設置)、白杖等の携帯を認めること。

(7) 司法手続き

◆試案

(司法手続きにおける障害を理由とする差別の禁止)

第●条 次号のとおり、民事訴訟法、行政事件訴訟法、人事訴訟法、民事調停法、家事審判法、少年法、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、その他の法律に基づいて裁判所が関与するすべての司法手続において、障害または障害に関連する事由を理由とする差別をしてはならない。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

- 手続きにおいて、障害のある人を障害を理由に拒否、制限、条件付けすること。
- 裁判員の選出や活動において正当な理由なく障害を理由として拒否、制限、条件付けすること。
- 障害を理由に裁判傍聴において、拒否、制限、条件付けを行うこと

② 合理的配慮（条約 13 条の「配慮」との整合性はどうするか）

- 捜査段階や公判段階等 種移動手段の提供や補装具を貸与すること。

捜査段階や公判段階等における刑事訴訟法上の被疑者に認められた防御権を障害のない人と同様に保障するための捜査の告知や取り調べにおける手話や平易な言葉など障害の特性や必要性に応じた配慮。例えば、取調べ、証人尋問、本人尋問における手話通訳者、知的障害や発達障害の特性について理解のある人の立ち会いによる通訳支援、外部からの接見、面接時の手話による会話の許可や手話通訳者による通訳、弁護人を専門的な見地から補佐する特別代理人等の選任

- 受刑又は身柄拘束中の処遇

受刑又は身柄拘束時における障害のある人に対して必要な介助や医療等の合理的配慮。また、更生プログラム等において、障害のない受刑者と同等なプログラム提供のための配慮。たとえば、刑事施設やその他の収容施設での知的障害や発達障害を含む様々な障害特性に配慮した介助や医療の提供、日課や刑務作業等の処遇、更生プログラムの導入、受刑することの意味を発達障害者が真に理解し内省を深めるための発達障害者の特性に合ったコミュニケーション方法

- 民事訴訟その他の手続

民事訴訟その他の手続において、相手方から提出された書面や証拠という情報の伝達や証人尋問や調停等におけるコミュニケーションの保障等の合理的配慮

- 裁判傍聴における合理的配慮

障害のある人が障害のない人と同等に傍聴できるための必要な配慮。 例：筆記ができない人へのパソコンの使用許可等の配慮

※余談 裁判員裁判の裁判員に選ばれた際、札幌地裁に事前連絡を求められた。連絡をしたところ、そのあと連絡がなく、結果的に裁判員として呼ばれることはなかった。O 本氏の事例 2010 年頃の話。

(8) 家族形成

◆試案

(家族形成における障害を理由とする差別の禁止)

第●条 次号のとおり、医療機関、入所・通所の福祉施設、行政機関、保育園や幼稚園、学校の設置者および管理者、その他親権の制限に権限を持つ機関等は、障害者が家族を形成する場合において、障害または障害に関連する事由を理由とする差別をおこなってはならない。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

- 婚姻：婚姻を反対する、諦めさせる、子どもはつukらないなどの条件を付ける。
- 妊娠・出産：病院での出産を拒否する、本人の望む出産方法を断る。
- 養育：母子保健サービスを提供しない。子どもの予防接種、健康診断、両親学級、育児相談等に際し、親の障害の特性に配慮されていないため会場を利用できない、コミュニケーションが取れないまま適切な情報が提供されないこと。
- 医療：子どもが病気になった場合、病院の入口の段差等のため物理的に診察室まで行けない、聴覚障害があり病院側が適切なコミュニケーションが取れないとして診療を拒否する。
- 教育：障害のある保護者の、授業参観、進路相談、PTA 活動への参加を拒否する。
- 親権 障害があるという理由で安易に養育に関する権利を制限する。
- その他、正当な理由なく、障害を理由とした拒否、制限、条件付けをすること。

② 合理的配慮

- 婚姻：婚活での利用可能な方法で情報を提供する。
- 妊娠・出産：個々の障害に応じた避妊や妊娠等に関する情報提供と意思確認を行うこと。
- 養育：母子保健サービスを利用できない、子どもが病気のときに医療を受けられない、保育園や幼稚園、小中学校その後の教育の過程に親としての役割を果たすことができない、親権剥奪や親子分離といった自体に陥らないように、障害特性に応じた手段、対応、配慮を提供しなければならない。

(9) 国家資格等

◆試案

(国家資格等の取得等における障害を理由とする差別の禁止)

第●条 次号のとおり、行政機関等及び事業者は、各種の試験の実施や各種の国家資格等の取得等において、障害者に不利となる条件の設定等を含む障害または障害に関連する事由を理由とする差別をしてはならない。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

- 正当な理由なく、試験情報の提供を拒否することや提供に当たって不当な条件を課すこと。
- 国家資格等における試験や評価において、障害の特性を考慮しない基準を一律に適用すること。

【例】

- ・聴覚障害者にも一律に英語のリスニング試験を課し、評価の対象とする。
- ・知的障害の方が長年手話講習会の参加を希望していて、行政も入って対応しているが今年度の受講を断られてしまった。(2019年、東京都)
- ・観光案内のボランティアの募集において、杖を使っている人を条件に参加を辞退することになった。(2018年、福岡県)

※養成機関における事例は、教育分野と情報・コミュニケーション分野参照

※参考：障害に係る欠格条項

【例】

- ・医療従事者に視覚や聴覚の障害があれば、患者やほかの従事者と連絡連携ができないだろう。(省庁回答)
- ・障害や病気のある人が自動車を運転することは著しい危険を生じさせるだろう。(省庁回答)
- ・個別のアセスメントを行い必要に応じて補助者や補助手段を使って、あるいは適切な治療を受けながら、その人が遂行できるなら免許を与える。
- ・視覚障害(ロービジョン)の方が車の運転をしていく場合に、夜になると視野が狭くなったり見えにくい方は夜間の運転は避けるのが適切だと。
- ・免許取得後に中途障害の発症等により免許を取り上げられる。
- ・国外で視覚障害者がグライダーの免許を取得したが、日本では認められない。

② 合理的配慮

- 国家資格等の受験や養成機関における授業等において、障害の特性に応じた配慮を行うこと。
- 格試験そのものだけでなく、資格試験に関する案内、受付手続、受験資格、試験の実施方法、合格発表等、資格試験及びその手続に関する行為において、障害の特性に応じた配慮を行うこと。

【例】

- ・資格取得等の判定は資格に必要な能力の有無を確認するものであるが、試験の方法や態様が障害の特性を考慮しないことで、本来有している能力が正当に判定されない場合がある。
- ・資格取得等の手続における情報に関しては、障害者にも適切に伝達できるような方法や態様を確保する。
- ・試験会場等への物理的アクセスに関しては、物理的障壁を除去する手段、方法の確保等の合理的配慮が求められる。

- その他、必要な合理的配慮を提供すること。

※養成機関における事例は、教育分野と情報・コミュニケーション分野を参照

(10) 防災

◆試案

(防災等における障害を理由とする差別の禁止)

第●条 次号のとおり、防災計画策定、障害のある人の避難所・仮設住宅受け入れを行う場合において、障害または障害に関連する事由を理由とする差別をおこなってはならない。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

- 正当な理由なく避難所・避難場所への受け入れを拒むこと。

【例】

- ・車椅子利用者や精神障害者等が避難所受け入れを拒否される。

- 正当な理由なく、避難所受け入れに条件を付すこと。

【例】

- ・ 家族の付き添いを避難所受け入れの条件とする。

- 正当な理由なく、避難訓練への参加を拒否すること。
- その他、正当な理由なく、障害を理由とした拒否、制限、条件付けをすること。

② 合理的配慮

- 自治体の防災計画や、避難所運営に障害者が参画できるよう配慮すること。
- 避難所に相談窓口を設置し、障害者が援助を受けやすくすること。
- スロープを設置し、車椅子や歩行器でも移動が可能な動線を確保すること。
- 障害者でも使用可能なバリアフリートイレを確保すること。
- 避難物資の提供にあたり、列に並ぶのが難しい障害者等に対しては個別に物資を配布すること。
- 障害者の求めに応じて、障害特性に配慮したスペース等（医療処置が可能な場所や電源に近い場所、通路に面した場所、広いスペース）を用意すること避難情報の発信や避難所において、情報があらゆる人にアクセシブルな形で提供されること。

【例】

- ・ 物資配布情報を音声、掲示、筆談などで提供する。
- ・ 被災状況に関する情報を音声、掲示、筆談などで提供する。

- ・ 個別のアセスメントを行い必要に応じて補助者や補助手段を使って、あるいは適切な治療を受けながら、その人が遂行できるなら免許を与える。
- ・ 視覚障害（ロービジョン）の方が車の運転をしていく場合に、夜になると視野が狭くなったり見えにくい方は夜間の運転は避けるのが適切だと。
- ・ 免許取得後に中途障害の発症等により免許を取り上げられる。
- ・ 国外で視覚障害者がグライダーの免許を取得したが、日本では認められない。

- 発災時にも情報にアクセスできるよう配慮すること。

【例】

- ・ 文字情報で災害の情報が配信される。

- 仮設住宅に入居する際、住宅のバリアフリー対応状況が分かるように、写真や情報を提供すること。

（ⅠⅠ）文化芸術

◆試案

（文化芸術等における障害を理由とする差別の禁止）

第●条 障害者が文化芸術・余暇・スポーツ活動を行う場合において、障害または障害に関連する事由を理由とする差別をおこなってはならない。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

- コンサートや映画館等において、文化芸術活動への参加を拒否すること。

【例】

・ 移乗可能にもかかわらず車いすユーザーの 3D 対応座席での映画鑑賞拒否など。

- 文化芸術の鑑賞にあたり、鑑賞場所の制限や条件付けをすること。

【例】

・ 視覚障害者に対して、障害を理由に観賞場所を制限する。

- スポーツ関連施設の利用や競技活動への参加を拒否すること。

【例】

・ 知的障害を理由にプールの利用を拒否する。

- その他、正当な理由なく、障害を理由とした拒否、制限、条件付けをすること。

② 合理的配慮

- テレビ・映画等の鑑賞にあたり、必要な情報保障（手話・字幕付き放送等）を行うこと。
- 障害特性に応じ利用しやすい読書環境（テキスト化・拡大文字・音声データ化など）を提供すること。
- 美術館・博物館・観光地等において利用しやすい環境を提供すること。

【例】美術館・博物館等におけるヒアリングループ設置、観光地での音声ガイド対応の多様化、神社仏閣のバリアフリー化など。

- 余暇活動（地域でのイベントなど）において、障害者も参加しやすいプログラムとする。

【例】手話通訳・文字通訳者の配置、告知の際のわかりやすいチラシづくりなど。

- スポーツ活動を主催するにあたり、障害の種別及び程度、特性、性別等に配慮すること。

【例】盲ろう者や難聴者など、参加区分が設定されていない障害者も参加可能なプログラムとすること。

- スポーツ観戦時、施設のバリアフリー化（物理的バリア・情報バリア）に向けて必要な施策を講じる。

障害者差別解消法改正に向けて、DPI日本会議試案 Ver. 2.0

2020.01.17

現行条文	DPI 試案	提案理由・コメント等
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p>		
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念そ</p>	<p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的<u>（周期的・断続的なものを含む）</u>に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	

三 他一切のものをいう。
行政機関等 国の行政機関、独立行政法等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十号及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九号第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九号及び第五十五号並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六号第二項の機関並びに内閣府設置法第四十号及び第五十六号（宮内庁法第十八号第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八号の二の施設等機関及び同法第八号の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

三 障害を理由とする差別 不当な差別的取り扱い及び合理的配慮を提供しないことをいう。障害を理由とする差別には、現在障害のある人々、過去に障害のあった人々、将来的に障害を有することになる素因がある人々、障害があると推測される人々、並びに障害者と関連のある人々に対する差別も含まれる。

四 不当な差別的取り扱い

① 障害者に対して、障害または障害に関連する事由を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること等をいう。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

② 不当な差別的取り扱いには、外形的には中立の基準、規則、慣行ではあっても、それが障害者に対し適用されることにより結果的に障害者でない者と比較し障害者に不利が生じる場合も含む。また、障害者に対する障害を理由とした侮蔑やいじめ等精神的・身体的苦痛を与えらることも含まれる。

五 合理的配慮 障害者が障害のない人と等しくすべての人権及び基本的自由を享有し、行使することを確保することができよう、障害者の性別、障害の種類及び特性等を考慮した必要かつ適当な変更及び調整をいう。ただし、その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

● 差別の定義

・ 間接・関連差別を明記

・ ハラスメントも追記

● 対象者

・ 一般的意見 6 パラ 20 より
合理的配慮の提供も含まれるか要検討

合理的配慮の提供も含まれるか要検討

条約を元に基本方針や部会意見を参考に作成

部会意見や韓国の差別禁止法制を参照。

条約引用 20190901

<p>イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）</p> <p>ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの</p> <p>六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。</p> <p>七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。</p>		<p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に必要ならぬ施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。</p> <p>（国民の責務）</p> <p>第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。</p>	
<p>（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）</p> <p>第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁</p>		<p>●環境整備 ●求めに応じて→第7条に記載 説明要 20190901</p>	

の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

2

第1項の必要かつ合理的な配慮に関する環境整備は、特に、障害者のサービス利用を不可能又は著しく困難にしている慣行、政策又は手続の変更、障害者のサービス利用を不可能又は著しく困難にしている物理的な形状の変更が客観的に明白な場合、あるいは障害者のサービス利用を可能にする補助手段の提供が明らかに必要であると認められる場合には、それを行わなければならない。

環境整備という概念を理由に合理的配慮の提供を正当化する事例がみられる。

この問題を解消するために、5条に追加条項を提案する。参考にした者は英国平等法である。

同法の合理的調整には、「対応型合理的調整 (reactive reasonable adjustment)」と「予測型合理的調整 (anticipatory reasonable adjustment)」の2つの形態が含まれる。このうち、対応型合理的調整は、障害者個人からの具体的要求に応じてなされる調整であり、障害者個人からの要求がない限りその履行義務は発生しない。これに対して予測型合理的調整では、サービス提供者などが障害者一般の不利益やニーズを予測して、法律に定める措置を講ずる義務を事前に履行しなくてはならない87。このことから、対応型合理的調整は国連障害者権利条約や我が国の障害者差別解消法が定める合理的配慮と同様の概念だと考えられるのに対し、予測型合理的調整は障害者差別解消法における事前環境整備に近い概念だと考えられる。

平等法では、雇用分野には対応型合理的調整を、また公共機関平等義務を負う公的サービス分野には主として予測型合理的調整を適用している。したがって、一般向けサービスの提供者は、たとえ障害者からの具体的な要求がなくても障害者一般の不利益やニーズを予測し、事前に必要な合理的措置 (reasonable steps) を講じておくことが求められる。必要な措置として、

- 障害者のサービス利用を不可能又は著しく困難にしている慣行、政策又は手続の変更
- 障害者のサービス利用を不可能又は著しく困難にしている物理的な形状の変更
- 障害者のサービス利用を可能にする補助手段の提供の3つ。(内閣府ウェブサイトより抜粋など) 例示必要 20190901

<p>※新設条項</p>	<p>(障害のある女性) 第●条 国及び地方公共団体は、障害のある女性 性が障害及び性別による複合的な差別を受けて いることを認識し、その実態を把握し、差別解 消にむけた適切な措置をとらなければならない い。</p>	<p>・障害者権利条約第6条の規定に則り、差別解 消法の総則で障害女性の複合差別が明記され るべき。 ・加えて、障害者差別解消法成立時の附帯決議 (参議院) 第1条においても、「同条約の趣旨 に沿うよう、障害女性や障害児に対する複合 的な差別の現状を認識し、障害女性や障害児 の人権の擁護を図ること」と書かれており、 本改正で法律条文に明記すべき。</p>
<p>第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に 関する基本方針</p> <p>第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消 の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施 するため、障害を理由とすを目的とする差別の 解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」 という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定め るものとする。</p> <p>一、 障害を理由とする差別の解消の推進に関 する施策に関する基本的な方向 二、 行政機関等が講ずべき障害を理由とする 差別を解消するための措置に関する基本 的な事項 三、 事業者が講ずべき障害を理由とする差別 を解消するための措置に関する基本的な 事項 四、 その他障害を理由とする差別の解消の推 進に関する施策に関する重要事項</p> <p>3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しよ</p>		

<p>うとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。</p> <p>6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p>		
<p>第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の措置</p> <p>(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施に必要かつ合理的配慮をしなければならない。</p>	<p>(行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第七条 行政機関等及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、<u>不当な差別的取扱いをしてはならない。</u></p> <p>2 行政機関等及び事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に<u>社会的障壁の除去が必要であると認められる場合</u>において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施に必要かつ合理的配慮をしなければならない。</p> <p>3 <u>行政機関等及び事業者は、すべての障害者が、障害者であることに加え、女性であること、高齢者であることその他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮をしなければならない。</u></p>	<p>●主語で、<u>立法府、司法府</u>を入れるか？</p> <p><u>20190901 新8条</u>を入れる、「<u>前条</u>にこの趣旨にのっとり」</p> <p><u>事業者への合理的配慮の義務化に伴って行政機関等の条文に統合</u></p> <p><u>韓国の差別禁止法第6条</u>を引用。<u>私人間の差別</u>についてはどうするか？</p> <p><u>求めに応じてをクリア</u></p> <p><u>新潟条例にはできている 20190901</u></p> <p>●<u>複合的差別</u> (※滋賀県条例基本理念参照) ・<u>差別の交差性について要検討</u></p>

	<p><u>(立法機関及び司法機関における障害を理由とする差別の禁止)</u> <u>第●条 立法機関及び司法機関においては、前条の趣旨にのっとり、同様のものとする。</u></p>	
<p>(事業者における障害を理由とする差別の禁止) 第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</p>		
<p>(国等職員対応要領) 第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対処するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。</p>	<p><u>第●章 合理的配慮の提供を促進するための支援措置及び障害理解の啓発</u> <u>(合理的配慮の提供を促進するための支援措置)</u> <u>第●条 国及び地方公共団体は、事業者及び行政機関等が合理的配慮の提供を容易に行うことができよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施するものとする。</u> <u>(障害理解および社会モデルに関する施策の実施)</u> <u>第●条 国および地方公共団体は、障害及び障害者の権利に対する国民の理解を深めるため、障害理解および障害の社会モデルに関する研修の実施その他の必要な取組を行うものとする。</u></p>	

		<p>2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。</p>
		<p>(地方公共団体等職員対応要領)</p> <p>第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めるときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。</p> <p>5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。</p>

<p>(事業者のための対応指針)</p> <p>第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業が適切に対応するため必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。</p>		
<p>(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)</p> <p>第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。</p>		
<p>(事業主による措置に関する特例)</p> <p>第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。</p>		
<p><u>※新設 各則</u></p>	<p><u>第X章</u></p>	<p>※各則条文は、末尾に添付</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共建物・交通機関 (2) 情報・コミュニケーション (3) 商品・役務(福祉サービスを含む)・不動産 (4) 医療 (5) 教育・保育・(療育) (6) 政治参加 (7) 司法手続き (8) 家族形成 (9) 国家資格等

		<p>(10) 防災 (11) 文化芸術</p>
<p>第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置</p> <p>(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)</p> <p>第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができよう必要な体制の整備を図るものとする。</p>	<p><u>第●章 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決のための体制</u></p> <p>(<u>障害者差別解消センターの設置</u>)</p> <p><u>第●条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別解消のために障害者差別解消センターを設置しなければならない。</u></p> <p>(<u>所掌事務</u>)</p> <p>イ <u>障害者及びその家族その他関係者並びに事業者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、必要な助言、調査、情報の提供及び関係者間の調整、あせせん、調停を行うこと。</u></p> <p>ロ <u>障害を理由とする差別に関する相談の情報の収集及び分析を行うこと。</u></p> <p>(<u>相談体制の構築</u>)</p> <p>(<u>研修の実施</u>)</p> <p><u>第●条 地方公共団体は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、障害等に関する理解を深め、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施しなければならない。</u></p> <p>(<u>障害者差別解消支援委員会との連携</u>)</p> <p>国が設置した障害者差別解消支援委員会と協力しなければならない。(東京都条例など参考に後で入れる)</p>	<p>●章を移動 20190901</p> <p>※虐待防止法を参考</p> <p>国および地方 20190901</p> <p>ワンストップの相談窓口を想定 20200117</p>

(障害者差別解消支援委員会の設置)

第●条 国は、障害者差別に関する紛争の防止又は解決を図るために、障害者政策委員会の下に障害者差別解消支援委員会を設置する。

(障害者差別解消支援委員会)

第●条 所掌事務は次に掲げるもの

1 障害を理由とする差別の解消を推進するために、適当な資料及び研究情報を収集・分析し、平等を促進する措置の効果を分析する。

2 構造的なものであって広域にわたり、他に与える影響が重大で個別的な解決が困難な事案、または国による行政の一般的な運用に関わるもの、又は国が行った行政処分的な事案は性質上地方公共団体の解決にはなじまない事案についての相談・調整・調停を行う。

3 是正勧告

4 職権調査

※重大な差別事例については、関係機関に調査を求めることができる。

5 国際協力

障害者の差別の解消を推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な取り組みを行う。

(障害者差別解消支援委員会の組織等)

第●条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、障害者、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前

	<p><u>任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員は、再任されることを妨げない。</u></p> <p>5 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>6 <u>委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</u></p> <p>7 <u>前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	
<p>(情報の収集、整理及び提供)</p> <p>第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>		
<p>(障害者差別解消支援地域協議会)</p> <p>第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。</p> <p>一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体</p>	<p><u>都道府県・政令指定都市・中核市～を組織しなればならない。</u></p> <p style="text-align: right;">●<u>地域支援協議会の設置を一部義務化</u></p>	

<p>二 学識経験者 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者</p>		
<p>(協議会の事務等) 第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。 2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</p>		
<p>(秘密保持義務) 第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>		

		<p>(協議会の定める事項) 第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p>
	<p>第五章 雑則 (主務大臣) 第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。</p>	
	<p>(地方公共団体が処理する事務) 第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。</p>	
	<p>(権限の委任) 第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。</p>	
	<p>(政令への委任) 第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。</p>	
	<p>第六章 罰則 第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過</p>	

		<p>料に処する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。</p>
		<p>(基本方針に関する経過措置)</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。</p>
		<p>(国等職員対応要領に関する経過措置)</p> <p>第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。</p> <p>2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。</p>
		<p>(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)</p> <p>第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。</p> <p>2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。</p>

<p>(対応指針に関する経過措置)</p> <p>第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。</p> <p>2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。</p>		
<p>(政令への委任)</p> <p>第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>		
<p>(検討)</p> <p>第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。</p>		
<p>(障害者基本法の一部改正)</p> <p>第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十二条第二項に次の一号を加える。</p> <p>四 障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>		
<p>(内閣府設置法の一部改正)</p> <p>第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。</p>		

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

※各則

（公共建物・交通機関における障害を理由とする差別の禁止）

第●条 事業者は、次号のとおり、障害または障害に関連する事由を理由として、公共施設や交通機関の利用を拒否する、利用できる場所や時間帯を制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けてはならず、また、必要な合理的配慮を提供しなければならぬ。ただし、正当な理由がある場合、合理的配慮の実施に伴う負担が過重でない場合を除く。

（情報・コミュニケーションにおける障害を理由とする差別の禁止）

第●条 次号のとおり、行政機関及び事業者等は、障害または障害に関連する事由を理由として、障害のある人との意思疎通及びコミュニケーションを制限することはできない。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

※各則条文構成

（1）公共建物・交通機関

（2）情報・コミュニケーション

（3）商品・役務（福祉サービスを含む）・

不動産

（4）医療

（5）教育・保育・（療育）

（6）政治参加

（7）司法手続き

（8）家族形成

（9）国家資格等

（10）防災

（11）文化芸術

(商品・役務(福祉サービスを含む)・不動産の提供における差別的禁止)

第●条 事業者は、障害のある人に対して商品・役務(福祉サービスを含む)・不動産を提供する場合において、次号のとおり、障害または障害に関連する事由を理由に拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付してはならず、また、必要な合理的配慮を提供しなければならぬ。ただし、正当な理由がある場合、合理的配慮の実施に伴う負担が過重でない場合を除く。

(医療の提供における障害を理由とする差別的禁止)

第●条 医療従事者は、障害のある人に対して医療を提供する場合において、次号のとおり、障害または障害に関連する事由を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付してはならず、また、必要な合理的配慮を提供しなければならぬ。ただし、正当な理由がある場合、合理的配慮の実施に伴う負担が過重でない場合を除く。ただし、正当な理由がある場合、合理的配慮の実施に伴う負担が過重でない場合を除く。

(教育における障害を理由とする差別的禁止)

第●条 学校教育法第1条に該当するすべての幼稚園や学校、児童福祉法第7条に該当する保育所(以下、学校等)は、障害または障害に関連する事由を理由として、障害のある児童生徒等の学校への入学の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付してはならない。また、必要な合理的配慮を提供し

なければならぬ。ただし、正当な理由がある場合、合理的配慮の実施に伴う負担が過重でない場合を除く。

(政治参加における障害を理由とする差別の禁止)

第●条 次号のとおり、障害または障害に関連する事由を理由として、選挙権や被選挙権に関する資格、選挙に関する公的機関による情報の提供、政見放送、投票方法、投票所における人的・物的支援等の政治的な活動への参加を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付してはならず、また、必要な合理的配慮を提供しなければならぬ。ただし、正当な理由がある場合、合理的配慮の実施に伴う負担が過重でない場合を除く。

(司法手続きにおける障害を理由とする差別の禁止)

第●条 次号のとおり、民事訴訟法、行政事件訴訟法、人事訴訟法、民事調停法、家事審判法、少年法、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、その他の法律に基づいて裁判所が関与するすべての司法手続において、障害または障害に関連する事由を理由とする差別をしてはならぬ。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

(家族形成における障害を理由とする差別の禁止)

第●条 次号のとおり、医療機関、入所・通所の福祉施設、行政機関、保育園や幼稚園、学校の設置者および管理者、その他親権の制限に権

限を持つ機関等は、障害者が家族を形成する場合において、障害または障害に関連する事由を理由とする差別をおこなってはならない。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

(国家資格等の取得等における障害を理由とする差別の禁止)

第●条 次号のとおり、行政機関等及び事業者は、各種の試験の実施や各種の国家資格等の取得等において、障害者に不利となる条件の設定等を含む障害または障害に関連する事由を理由とする差別をしてはならない。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

(防災等における障害を理由とする差別の禁止)

第●条 次号のとおり、防災計画策定、障害のある人の避難所・仮設住宅受け入れを行う場合において、障害または障害に関連する事由を理由とする差別をおこなってはならない。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

(文化芸術等における障害を理由とする差別の禁止)

第●条 障害者が文化芸術・余暇・スポーツ活動を行う場合において、障害または障害に関連する事由を理由とする差別をおこなってはならない。ただし、正当な理由がある場合はその限りではない。

障害者差別解消法改正に向けたタウンミーティングテキスト

発行日：2020年2月20日（改訂版）

発行：認定NPO法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議

連絡先：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5F

TEL：03-5282-3730 FAX：03-5282-0017 Mail:office@dpi-japan.org

※このテキストは、点字版、データ資料があります。詳細はお問い合わせください。

※ 本事業は、2019年度 公益財団法人 俱進会より助成いただき実施しています。